

化学物質のラベル表示の国際動向

各国の法令等	規定の内容 ※以下のラベル表示の対象は、いずれも「すべての危険有害物」が対象
ILO 条約 職場における化学物質の使用の安全に関する条約(第 170 号) ※日本は未批准	第 7 条 ラベル及び標章 1 すべての化学物質については、物質名を示すために標章を付す。 2 有害な化学物質については、1の規定に加え、労働者が容易に理解できる方法で、それらの物質の分類、それらの物質の有する有害性及び遵守されるべき安全上の予防措置に関する不可欠な情報を提供するためにラベルを付す。
国際連合 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)国連勧告(2007)	(1.4.10.5.5.1 作業場用の表示) GHS の対象となる製品には、作業場に供給される時点で GHS のラベルが付けられるが、そのラベルは、作業場においてもその供給された容器にずっと付けておくべきである。また、GHS のラベルは、作業場の容器にも使用されるべきである。
米国 労働安全衛生局(OSHA) 危険有害性周知基準(HCS)	1910.1200(f) 出荷容器上のラベル 化学品製造業者、輸入業者、または流通業者は、職場外部に搬出される有害化学品の各容器にラベル、タグまたはマークを表示しなければならない。分類されない危険有害性は容器上に表示する必要はない。化学品製造業者または輸入業者によるラベル、タグまたはマーク表示が必要な場合、次の項目(注:供給者の情報、ハザード情報など)をすべて表示しなければならない。
EU 化学品の分類、表示、包装に関する規則((EC)No. 1272/2008)	第 17 条 1. 有害性として分類され、包装材料に入れられた物質または混合物は、以下の要素(注:供給者の情報、ハザード絵表示など)を含むラベルを掲げなければならない
イギリス 供給時における化学品の危険有害性情報と包装に関する規則(2009 No.716)	条令第 7 (5)から(9)及び条令第 8 に従い、危険有害物質については(2)に掲げる事項(注:供給者の情報、危険表示など)、危険有害調剤については(3)に掲げる事項(注:供給者の情報、危険表示など)を条令第 10 の要求事項に沿って明確に表示しない限り、何人も危険有害物質又は危険有害調剤を市場に供給してはならない。 (※注:条令第 8 には、パッケージの中等の容器のラベリングの規定、条令第 10 には表示の記載方法が示されている。

<p>フランス 労働法典</p>	<p>第 L231-6 条 危険物質や危険調合物の販売者や流通業者及びこれらの物質を扱う施設の責任者は、これらの物質等の容器、袋又は封筒の上に、これらの物質等の名称と期限、使用に伴う危険を示したラベル又は記入書を貼付しなければならない。</p>
<p>ドイツ 危険な物質からの保護のための規則－ 危険物質規則</p>	<p>第 5 条 製造業者又は輸入業者として、第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の意味における物質等を上市する者は、事前にそれらを第 4a 条又は第 4b 条に基づいて分類し、その分類に基づいて包装し、表示しなければならない。</p>